

公益財団法人 核物質管理センター
第 3 8 回 理 事 会 議 事 録

1 第 3 8 回理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容

1 号議案 第 2 8 回評議員会の招集の決議

第 2 8 回評議員会の招集について、資料 1 のとおり決議する。

2 1 の事項の提案をした理事の氏名 下村和生

3 第 3 8 回理事会の決議があったものとみなされた日 令和 5 年 8 月 1 日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 下村和生、小林 功

令和 5 年 7 月 2 1 日、理事長 下村和生が理事の全員に対して、上記第 3 8 回理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき、令和 5 年 8 月 1 日までに、理事全員から書面により同意の意思表示を得、かつ、同提案に対し監事から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条及び定款第 3 7 条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の第 3 8 回理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、第 3 8 回理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 7 条第 1 項及び同法施行規則第 1 5 条第 4 項第 1 号の規定に基づき本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 5 年 8 月 1 日

理事 下 村 和 生

理事 小 林 功

(議事録作成者 : 公益財団法人 核物質管理センター
総務部総務課長 遠藤 雅伸)

評議員会の目的である事項に係る提案について

当センターの理事の選任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条の規定により読み替えて準用する同法第63条第1項並びに当センターの定款第15条第1号及び第24条第1項の規定に基づき、評議員会の決議を要することとなっている。

また、理事の選任に関しては、「公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針（令和5年6月7日評議員会決定）」により、役員候補者選考委員会の開催及び（当センターの常勤理事の選考をする場合は）公募によるところとなる。

については、上記「指針」の9.の規定により、役員候補者選考委員会の招集には、評議員会の議決が必要であることから、

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第194条第1項及び定款第20条の規定に基づく決議の省略の方法により、当センター理事の選任にかかる「役員候補者選考委員会の招集」等について評議員会の議決を得るべく、提案する。

以上

評議員会において議決する事項

本第28回評議員会（書面決議）においては、公益財団法人核物質管理センターの理事選任にかかる事項として、以下のことを議決する。

1. 「公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針（令和5年6月7日評議員会決定）」（以下、「指針」と記す。）の9. に定める役員候補者選考委員会を理事長が招集すること。

また、常勤理事に関する役員候補者選考委員会の開催招集については、例えば書類選考及び面接選考と複数回の選考委員会となっても、一連の選考委員会であることから、本議決をもって、「指針」9. に該当する議決とする。つまり、第1回役員候補者選考委員会・第2回役員候補者選考委員と複数回の開催となっても、その都度の評議員会での議決は要しないものとする。

また、役員候補者選考委員会の招集に際しては、各委員のスケジュール等を考慮し、適切な日時と場所で、速やかに開催すること。

2. 役員候補者選考委員会は、「指針」3. に定めるとおり公募を経て、役員候補者名簿を評議員会へ掲出すること。

3. 「指針」16. の定めのとおり、役員候補者選考委員会の運営に関して必要なことがあれば、同委員会で定めること。

以上